

公益社団法人日本公認心理師協会 会長 殿

警察庁 丁犯被発第 14 号
令和 7 年 2 月 5 日
警察庁 長官 官房
犯罪被害者等施策推進課長
(公 印 省 略)

犯罪被害者等支援に関する御協力について (依頼)

平素より犯罪被害者等施策について御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

心理職の方々には、犯罪被害者等が被害を受けた直後から、その精神的・身体的被害の回復に至るまで、中長期にわたって犯罪被害者等に関わられており、犯罪被害者等支援において極めて重要な役割を担っておられます。

政府においては、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう、「第 4 次犯罪被害者等基本計画」(令和 3 年 3 月 30 日閣議決定)に加え、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定)に基づき、各種取組を進めているところ、支援の現場である地方において犯罪被害者等支援の充実を図るためには、これまで以上に心理職の方々の御理解・御協力をいただくことが肝要であり、都道府県公認心理師協会及び各会員の皆様に下記の御協力をお願いしたく、周知について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 各都道府県公認心理師協会の御協力について

(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

犯罪被害者等支援の現状や支援の現場において犯罪被害者等と接する上での留意事項等について理解を深めていただくため、各公認心理師協会におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 会員に対する警察庁作成に係る啓発用動画等の紹介や各地域の犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加勧奨
- 会員を対象とする各種研修時における犯罪被害者等による講演等の実施

(2) 連携強化のための会議体への参画

現状、多くの都道府県公認心理師協会が、地方公共団体、警察、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体で構成する被害者支援連絡協議会等に参画されるなど、各地域における犯罪被害者等支援の連携強化に御協力いただいているところです。

本年 4 月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめ(別添参照)においては、都道府県及び市区町村の各レベルで、支援に関わる機関・団体の連携強化、対応能力の向上のため、犯罪被害者等支援に関する情報交換や協議、訓練等を行うことが求められています。

そこで、各公認心理師協会におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 都道府県(又は都道府県警察)の要請を踏まえ、連携強化のための都道府県単位の前記被害者支援連絡協議会等への積極的な参画
- 前記連絡協議会等を通じて、引き続き、専門的な見地から、関係機関・団体の

対応能力の向上や連携強化への助力

(3) 各地域における心理的支援に関する体制の充実への協力

支援の現場である地方において犯罪被害者等支援の充実を図るためには、今後、犯罪被害者等に対する連携したカウンセリング等の心理的支援や支援者に対する心理学的助言の実施等の心理的支援に関する体制の整備・充実がより一層求められます。

そこで、各公認心理師協会におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 地域の実情に応じた犯罪被害者等コーディネーター（後述）や警察部内カウンセラーとの連携による犯罪被害者等への心理的支援
- 地域の実情に応じた犯罪被害者等支援コーディネーターや警察部内カウンセラーに対する心理学的助言（スーパービジョン）

2 各会員の皆様の御協力について

(1) 犯罪被害者等に関する理解の増進

犯罪被害者等に関する理解の増進のため、各会員の皆様におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 前記啓発用動画等の視聴や各地域で開催される犯罪被害者等支援に関する講演会・研修等への参加

(2) 多機関ワンストップサービスへの協力

前記取りまとめにおいては、個々の犯罪被害者等の支援に際して、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、関係機関・団体が一体となって、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズを踏まえた支援を提供する「多機関ワンストップサービス」を都道府県単位で構築することが求められています。

今後、多機関ワンストップサービスの構築等について、各都道府県の実情に応じて検討が進められていくところ、犯罪被害者等のニーズに応じて、心理的支援はもとより、特に保健医療・福祉分野の生活を支援する各種制度・サービス等へ途切れなくつないでいくため、各会員の皆様におかれては、以下の御協力をお願いいたします。

- 都道府県単位の犯罪被害者等支援の枠組みとして、多機関ワンストップサービスが構築されていくことについての認知
- 困り事を抱える犯罪被害者等を把握した際は、内容に応じ、犯罪被害者等支援コーディネーターや各地方公共団体に設置された犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」等の関係機関・団体へ情報提供・橋渡しすること
- 多機関ワンストップサービスによる個々の犯罪被害者等の支援検討に必要な応じて参画すること

3 別添資料

「地方における途切れのない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめ（概要版）

開催経過・構成員

（開催経過）

令和5年9月（第1回）～令和6年4月（第8回）

（有識者）※ 敬称略・五十音順、◎：座長

- ◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
- 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
- 武 るり子 犯罪被害者遺族
- 野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
- 前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
- 和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

（関係府省庁）警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省
法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

（事務局）警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

- 【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施
 - ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
 - ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置
- 【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進
 - 多機関ワンストップサービスの中核的役割
- 【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進
 - 生活支援のための各種制度・サービスの実施主体
- 【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握
 - ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し
- 【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援
 - 初期から中長期にわたる支援
- 【その他の関係機関・団体】

（共通）

- ・多機関ワンストップサービスに参画
- ・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

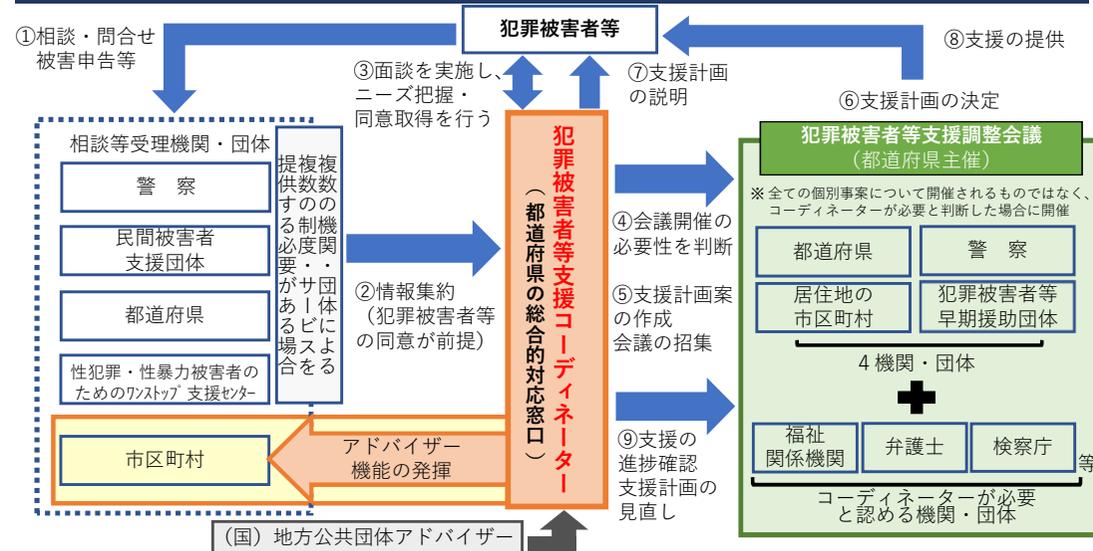
○ 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

- ・ **条例制定・計画策定の促進**
 - 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の**情報提供の充実**
- ・ **関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化**
 - 方策：連携強化等に関する**好事例、先進的取組の紹介**

○ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

- ・ **多機関ワンストップサービスの在り方（右図参照）**
- ・ **機関内ワンストップサービスの在り方**
 - 方策：**地方公共団体職員向け研修**の実施・研修素材の提供
 - コーディネーター向け専門的研修**の実施
 - 地方公共団体アドバイザー**の配置・運用
 - 専門的知見・ノウハウの活用**
 - 手引き**の作成・提供
 - ワンストップサービス実現のための**援助の検討**

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

○ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化

- ・ **既存の各種制度・サービスの活用**
- ・ **犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化**
 - 方策：提供する**機関・団体間の連携強化**、制度・サービスの**継続的な周知**
 - 特化制度・サービスの導入検討に資する**情報の集約・提供**

○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進

- ・ **犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上**
 - 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等**手続のオンライン化**
 - 犯罪被害者等のためのポータルサイト**の充実
 - オンライン面接等**の活用
 - 支援者向けのポータルサイト**の開設
 - 支援者向け**研修におけるオンライン**の活用